

## 静岡県告示第41号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和8年2月3日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
3-{2-[ (シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-オール及びその塩類（通称名 4 HO-McPT、4 OH-McPT、4-hydroxy McPT）	令和8年1月31日
2-[ (4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名 N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne）	令和8年1月31日
2-{2-[ (2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名 Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）	令和8年1月31日

### 2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。